

令和 7 年第 2 回（3 月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第 1 4 号	令和 6 年度上越市一般会計補正予算(第 8 号)	危機管理課ほか	1～5
議案第 2 3 号	上越市犯罪被害者等支援条例の制定について	市民安全課	6～22
議案第 5 号	令和 7 年度上越市一般会計予算	危機管理課ほか	23～46

予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事業、経常的事業、政策的事業に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事業…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
 - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
 - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事業…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
 - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
 - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事業…上記以外の事業
 - ・全ての事業について目標を記載しています。

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 4 号
提 出 課	危機管理課

歳出科目（P86～P87）	9 款 1 項 1 目	常備消防費
---------------	-------------	-------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
常備消防費	2, 477, 216	31, 484	2, 508, 700

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
諸収入	△1, 347	負担金補助及び交付金	
一般財源	32, 831		31, 484

【補正理由】

救急自動車の入替や人事院勧告に基づく職員の給与改定等に伴い、上越市と妙高市の構成市が負担する上越地域消防事務組合負担金を増額するとともに、高速自動車国道における救急業務に関する覚書に基づき、東日本高速道路株式会社からの支弁金が減額されたことから、上越地域消防事務組合への高速道救急業務負担金を減額するもの

【補正内容】

(歳入)

項 目	補 正 前	補 正 額	補 正 後
諸収入	4, 507	△1, 347	3, 160
高速道救急業務支弁金	4, 273	△1, 347	2, 926
下水道事業会計負担金	234	0	234
一般財源	2, 472, 709	32, 831	2, 505, 540
合 計	2, 477, 216	31, 484	2, 508, 700

(歳出)

項 目	補 正 前	補 正 額	補 正 後
負担金補助及び交付金	2, 477, 216	31, 484	2, 508, 700
上越地域消防事務組合負担金	2, 364, 227	32, 831	2, 397, 058
起債交付税算入分負担金	71, 431	0	71, 431
直江津地区石油コンビナート 防災対策負担金	37, 285	0	37, 285
高速道救急業務負担金	4, 273	△1, 347	2, 926
合 計	2, 477, 216	31, 484	2, 508, 700

歳出科目（P86～P87）	9 款 1 項 5 目	災害対策費
---------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
災害対策費	207,365	50,515	257,880

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	25,244	需用費	41,866
市債	3,800	役務費	173
一般財源	21,471	備品購入費	7,923
		負担金補助及び交付金	544
		公課費	9

【補正理由】

令和 6 年度の国の補正予算「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用し、新潟県及び県内 30 市町村が共同で導入する「新潟県災害時の避難者支援システム構築」に係る負担金のほか、避難所の良好な環境を確保するため、トイレカーの導入や簡易ベッド等の配備に要する費用を増額するもの

(1) 新潟県災害時の避難者支援システム初期費用負担金 544

導入目的：県と県内市町村が連携し、避難所や避難所外の避難者を速やかに把握するためのシステムを構築することで、避難者への速やかな物資支援や情報提供を行い、被災者支援の迅速化を図る。

システム概要：①避難者がマイナンバーカードやスマートフォンアプリ等を利用し、避難所での受付を速やかに行う機能
②在宅や車中泊等の場所に避難した避難者が、スマートフォンアプリから避難場所等を登録できる機能
③避難所の受付や避難所外避難者が登録した情報を集計し、県や市町村の災害対策本部において確認できる機能

実施主体：県及び県内 30 市町村

導入費用：15,000 千円

負担割合：県 1/2、市町村 1/2

スケジュール：令和 7 年度システム開発、令和 8 年度システム運用開始

(2) 避難所の良好な環境の確保

○トイレカーの導入 8,171

導入目的：災害発生時にトイレが確保できなくなった場合、避難所等にトイレカーを移動・配置する。なお、平常時においては、避難訓練や防災イベント等で展示し、導入効果や使用方法等について市民に PR する。

整備概要：洋式便器 2 基、手洗い場 1 基を装備した自走式トイレカー 1 台

○備蓄物資配備 41,800

・簡易ベッド（ダンボール型）の配備（20,900）

配備目的：125 の全指定避難所において、避難所開設時から配慮が必要な高齢者などの要配慮者分の簡易ベッドを配備する。

配備数量：1,900 個

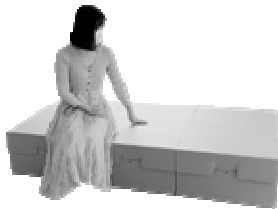
・パーティションの配備 (20,900)

配備目的：避難生活が長期化する場合、一部の指定避難所に避難者を集約することを想定し、パーティションを設置することにより避難者のプライバシーを確保する。

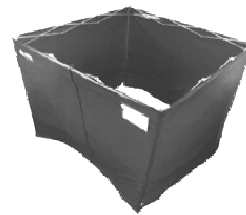
配備数量：1,000 個



トイレカー
(軽トラックを改造)



簡易ベッド
(縦 1.9m×横 0.9m×高さ 0.3m)



パーティション
(縦 2.2m×横 2.2m 高さ 1.4m～1.8m)

【補正内容】

(歳入)

区 分	補正前	補正額	補正後
国庫支出金	0	25,244	25,244
新しい地方経済・生活環境創 生交付金	0	25,244	25,244
市債	0	3,800	3,800
一般財源	7,380	21,471	28,851
合 計	7,380	50,515	57,895

(歳出)

区 分	補正前	補正額	補正後
需用費	7,263	41,866	49,129
消耗品費	6,949	41,866	48,815
役務費	7	173	180
手数料	7	159	166
保険料	0	14	14
備品購入費	110	7,923	8,033
庁用自動車購入費	0	7,923	7,923
負担金補助及び交付金	0	544	544
新潟県避難者支援システム 初期費用負担金	0	544	544
公課費	0	9	9
自動車重量税	0	9	9
合 計	7,380	50,515	57,895

提出課	市民安全課
-----	-------

歳出科目（P86～P87）	9款1項5目	災害対策費
---------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
災害対策企画費	1,724	5,967	7,691

主な補正財源		主な経費	
県支出金	5,967	需用費	5,967

【補正理由】

国の令和6年度補正予算に計上された「原子力災害対策事業費補助金」を活用して、柏崎刈羽原子力発電所からおおむね30キロメートル圏（UPZ）内に立地し、自然災害と原子力災害の複合災害が発生した際に孤立するおそれがある指定避難所において、備蓄物資を追加配備するもの

(1) 国庫補助の範囲

屋内退避の実施期間の目安1週間（7日）のうち、4日分

（考え方）

1週間のうち最初の3日分は、市や県、個人の備蓄など自然災害対応の観点から現在整備されている備蓄物資により対応することとし、残りの4日分を国庫補助の対象とする。

(2) 配備する物資の種類、数量

- ・食料・・・9,771個（品目：白飯、レトルトカレー、パン、卵スープ、おかゆ）
- ・飲料水・・・1,528本（1.5リットル/本）
- ・携帯トイレ・・・7,700個

(3) 配備対象施設

UPZ内に所在する指定避難所13か所のうち、全てのアクセス道路が土砂災害警戒区域に隣接しており、孤立するおそれのある3か所に配備

UPZ内に所在する指定避難所（13か所）	
施設 配備 対象	大島旭農村環境改善センター（大島区）
	源地域生涯学習センター（吉川区）
	吉川スカイトピア遊ランド（吉川区）
配備 対象 外 施設	柿崎保健センター（柿崎区）
	柿崎中学校（柿崎区）
	久比岐高等学校（柿崎区）
	柿崎総合体育館（柿崎区）
	柿崎体育館（柿崎区）
	上下浜小学校（柿崎区）
	下黒川小学校（柿崎区）
	柿崎地区公民館黒川分館（柿崎区）
	吉川小学校（吉川区）
	吉川旭地域生涯学習センター（吉川区）

【補正内容】

(歳入)

区 分	補正前	補正額	補正後
県支出金	197	5,967	6,164
原子力発電施設等緊急時安全対策補助金	197	0	197
原子力災害対策事業費補助金	0	5,967	5,967

(歳出)

区 分	補正前	補正額	補正後
需用費	197	5,967	6,164
消耗品費	197	5,967	6,164

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 2 3 号
提 出 課	市民安全課

上越市犯罪被害者等支援条例の制定について

1 制定理由

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、犯罪被害者等の支援に関する基本理念や施策の基本となる事項などを定めるもの

2 主な規定内容

(1) 基本理念（第 3 条関係）

犯罪被害者等の支援を行うに当たっての基本理念として、「犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重」「犯罪被害者等が置かれている状況に応じた迅速かつ適切な支援」「支援の継続性」を位置付ける。

(2) 市の責務（第 4 条関係）

市は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するものとする。

(3) 市民及び事業者の責務（第 5 条、第 6 条関係）

市民及び事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの立場において、二次被害又は再被害が生ずることがないように十分に配慮するとともに、市が実施する施策に協力するよう努める。

(4) 基本的な施策

市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう各種支援を実施する。

ア 相談及び情報の提供等（第 7 条関係）

イ 見舞金の支給（第 8 条関係）

ウ 日常生活の支援及び配慮（第 9 条関係）

エ 安全の確保（第 1 0 条関係）

オ 居住の安定（第 1 1 条関係）

カ 雇用の安定（第 1 2 条関係）

キ 市民及び事業者の理解の増進（第 1 3 条関係）

(5) 意見の反映（第 1 4 条関係）

市は、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市の施策に反映させるよう努める。

(6) 支援の制限（第 1 5 条関係）

市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 参考資料

条例逐条解説 別紙のとおり

上越市犯罪被害者等支援条例(案) 逐条解説

上越市

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

- 本条は、「上越市犯罪被害者等支援条例」の目的を明らかにしたものであって、本条例の基本的な考え方を示したものである。

【解釈】

- 誰もが、ある日突然、犯罪被害者やその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）になり得るおそれがある。また、犯罪被害者等は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった直接的な被害にとどまらず、周囲の偏見又は無理解による心無い言動、インターネットなどを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過激な取材等による「二次被害」に苦しめられることも少なくない。
- このような状況を踏まえ、国は、犯罪被害者等の権利利益を保護するため、平成16年に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）を制定し、国、地方公共団体及び国民の責務等が定められたところである。
- 市では、こうした背景を受け、本条例を制定することにより、より一層、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減や、犯罪被害者等の生活の再建を図り、もって「誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現」に寄与することを目指すものである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体及び市内に住所を有し、又は市内に事務所若しくは事業所を置く個人事業主をいう。
- (5) 関係機関等 国、本市以外の地方公共団体、警察及び犯罪被害者等の支援を行う団体をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見又は無理解による心無い言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過激な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、名誉の毀損、平穏な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。

【趣旨】

- 本条は、本条例で使用する用語の定義を定めたものである。

【解釈】

(第1号)

- 「犯罪等」とは、法第2条第1項に準拠し、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 「犯罪」とは、殺人、強盗、放火、不同意性交、傷害等、刑法その他の刑罰法令により、刑罰を科せられる行為をいう。
- 「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰を科せられる行為ではないが、これに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質の行為をいい、例えば、犯罪として認定されないレベルでのストーカー行為、ドメスティック・バイオレンスなどが該当する。

(第2号)

- 「犯罪被害者等」とは、法第2条第2項に準拠し、犯罪等によって被害を受けた本人及びその家族又は遺族をいう。

(第3号)

- 「市民」とは、本市の住民基本台帳に記録されている者のほか、住所はなくても、市内に居住する者、市内で勤務する者、市内の学校に在学する者を含むものをいう。

なお、犯罪被害者等の支援については、住所を有する市民だけでなく、当市に関わるあらゆる個人の理解とそれに基づく協力が重要であることから、「市民」を明確に定義しているものである。

(第4号)

- 「事業者」とは、営利目的に限らず、市内で事務所又は事業所等を有し、事業活動を行う個人及び法人その他の団体を含むものをいう。

(第5号)

- 「関係機関等」とは、国、県、他市町村、警察及び犯罪被害者等の支援を行う団体をいう。
- 「犯罪被害者等の支援を行う団体」とは、弁護士会、医師会、公益社団法人にいがた被害者支援センターなど、犯罪等の被害への対応について専門的知見を有し、支援を行う団体をいう。

なお、犯罪被害者等の支援については、市が単独で行うものではなく、関係機関等と連携して行うものであり、対象を明確に定義しているものである。

(第6号)

- 「二次被害」とは、犯罪等によって直接的に受けた被害の後に受ける被害である。具体的には、犯罪被害に対しての周囲の偏見又は無理解による心無い言動、インターネット等での誹謗中傷、マスメディアによる過度な取材や報道等により、正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調など間接的な被害をいう。

なお、犯罪被害者等が受ける被害は、直接的に受けた被害だけではなく周囲の者の行為によっても生じ得ることにも留意することが大切である。

(第7号)

- 「再被害」とは、犯罪等により被害を受けた者が、再び同じ加害者から生命、身体、財産等の被害を受けることをいう。多くの犯罪被害者等は、加害者から再び被害を受けるかもしれないとの恐怖や不安に苦しめられ、再被害が現実となった場合には、より重大な事態を生じることがあるため、再被害を明確に定義しているものである。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう十分に配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害、二次被害又は再被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、迅速かつ適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

【趣旨】

- 本条は、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本的な考え方や方向性を定めたものである。

【解釈】

(第1項)

- 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るものであり、個人としての尊厳を尊重した支援となるよう、犯罪被害者等の心身の状態やそれぞれが置かれている異なる状況を正確に把握し、そのことに十分配慮することを定めたものである。

(第2項)

- 犯罪被害者等が置かれている状況は様々であるため、犯罪被害者等の支援に当たっては、その被害状況や程度のほか、二次被害又は再被害の有無などを正確に把握し、個々の具体的事情に応じて適切に行うことを定めたものである。

(第3項)

- 犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるようになるまでには、長期的な時間を要する場合があります。時間の経過とともに、犯罪被害者等が直面する問題が変化し、必要とされる支援内容が変わることも想定されることから、犯罪被害者等の支援に当たっては、途切れることのないよう支援を行うことが重要となるため、本項では、継続性のある支援を行う旨を定めたものである。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

【趣旨】

- 本条は、犯罪被害者等への支援における市が果たすべき責務について定めている。

【解釈】

(第1項)

- 市が第3条で定めた基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的かつ重層的に推進していく旨の行動原則を定めたものである。

(第2項)

- 施策の推進に当たっては、市内部の関係部署による横断的な連携を行うことは言うまでもなく、犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたり、市が行う支援だけでは十分に対応できないことが想定されるため、市は、自らと関係機関等における、それぞれの役割や立場を理解しつつ、連携・協力し、犯罪被害者等への支援を推進していくことを明らかにしている。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるとともに、二次被害又は再被害が生ずることがないように十分に配慮するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

- 本条は、犯罪被害者等への支援における市民が果たすべき責務について定めている。

【解釈】

(第1項)

- 犯罪被害者等が早期に平穏な生活を取り戻すためには、市民の一人一人が犯罪被害者等の置かれている状況等について正しい理解を深め、地域社会全体で犯罪被害者等を支えることが大切である。
- その際、犯罪被害者等を地域社会で孤立させない、あるいは、二次被害又は再被害を生じさせないため、市民においては、犯罪被害者等の心身の状態やそれぞれが置かれている異なる状況を正確に把握し、そのことに十分配慮した上で、例えば、犯罪被害者等に対して、これまでと変わらない挨拶や声掛けを行うこと、第三者による偏見等に基づく心無い言動を見かけたら注意するなど、市民それぞれが、犯罪被害者等の支援の担い手としての自覚を持ち、行動することに努めるよう求めている。

(第2項)

- 犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたり、市が行う支援だけでは十分に対応できないことが想定されるため、市民にも協力を求め、犯罪被害者等への支援を推進していくことを明らかにしている。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の雇用及び勤務条件はもとより、その事業活動を行うに当たっては、二次被害又は再被害が生ずることがないように十分に配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

- 本条は、犯罪被害者等への支援における事業者が果たすべき責務について定めている。

【解釈】

(第1項)

- 事業者は、事業活動の中で犯罪被害者等と接する場合や、従業員等が犯罪被害者等となった場合、犯罪被害者等を新たに雇用する場合などに、二次被害又は再被害が生じることのないよう、犯罪被害者等の心身の状態やそれぞれが置かれている異なる状況を正確に把握し、そのことに十分配慮する必要がある。
- 特に、犯罪被害者等は、犯罪等の被害による直接的な心身への影響に加えて、通院や裁判、被害に伴う各種手続など、様々な事情によって仕事を休まざるを得ない場合があるため、事業者においては、勤務時間の短縮や休暇を取得しやすい環境を整備するほか、職場同僚による見守りが可能な勤務体制に変更するなど、本項では、事業者に対し、犯罪被害者等が安心して、これまでと同様に就労できる環境づくりに、十分配慮することに努めるよう求めている。

(第2項)

- 犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたり、市が行う支援だけでは十分に対応できないことが想定されるため、事業者にも協力を求め、犯罪被害者等への支援を推進していくことを明らかにしている。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

【趣旨】

- 本条は、基本的施策として、市が行う犯罪被害者等に対する相談及び情報提供等について定めている。

【解釈】

(第1項)

- 市は、犯罪被害者等が抱えている経済的な問題や心身の不調、生活上の問題などの相談に対応するとともに、犯罪被害者等が利用できる制度や関係機関等が行う支援、医療機関情報、裁判手続等に関する情報等の提供や助言のほか、さらには関係機関等との連絡調整や情報共有を行いながら、犯罪被害者等を支援する旨を定めている。

(第2項)

- 犯罪被害者等に対する相談や情報提供をワンストップで行うため、市に総合窓口を設ける旨を定めている。
具体的には、総合窓口を上越市役所4階市民安全課に設置する。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。

【趣旨】

- 本条は、市が行う犯罪被害者等への経済的支援について定めている。

【解釈】

- 犯罪被害者等は、「これまで家計を支えてくれていた家族を失う」、「怪我や心的外傷を負い治療が必要となる」、「入院の長期化により仕事を失う」、「後遺症等により以前と同じように仕事ができなくなる」などにより、経済的な負担が生じることが想定される。
- こうした中、市では、国の犯罪被害給付制度以外に、独自の施策として、犯罪被害者等の被害直後の経済的負担を軽減するため、「犯罪被害者等見舞金」の支給等の支援を行うことを定めている。
- 「見舞金」とは、死亡や傷害等の被害の程度に応じて、一定額を一時金として支給するものであり、支給要件等の詳細は、上越市犯罪被害者等見舞金支給要綱において定めている。

<支給額>

- ・ 犯罪行為により死亡した人の遺族に対しては遺族見舞金（30万円）を支給
- ・ 犯罪行為により重傷病を負った人に対しては重傷病見舞金（10万円）を支給

(日常生活の支援及び配慮)

第9条 市は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況に応じた生活支援、精神的負担への配慮その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

- 本条は、市が、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことを定めている。

【解釈】

- 多くの犯罪被害者等は、犯罪等による精神的、身体的又は財産的被害に加え、医療機関への入院や通院、裁判手続の対応などにより生活が一変し、育児や介護など、それまでできていたことができなくなる場合がある。
- そのため、本条では、犯罪被害者等への支援に当たっては、個々の事情を正確に把握した上で、犯罪被害者等が心理的外傷等から回復し、平穏な生活を営めるようにするため、必要な支援を行う旨を定めている。市の具体的な支援としては、犯罪被害者等が置かれている状況に応じて、犯罪被害者等の子（児童）の一時保育や就学援助に関する支援、心の相談支援などを行うことが挙げられる。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が二次被害又は再被害を受けることを防止し、その安全の確保を図るため、一時保護、施設入所による保護及び犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いの確保その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

- 本条は、市が、犯罪被害者等に対する二次被害又は再被害を防止し、安全の確保を図るための支援を行うことを定めている。

【解釈】

- 市は、犯罪被害者等が二次被害又は再被害を受けることを防ぎ、その後の安全を確保するため、犯罪被害者等を保護することが適切であると判断した場合は、関係機関等と連携しながら、一時保護や母子生活支援施設などの施設入所による保護を行う旨を定めている。
- 「犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いの確保」とは、犯罪により被害にあった事実は個人情報の中でも特に配慮を要する「要配慮個人情報」に該当することを踏まえ、支援に当たっては、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように適切に管理していくことを示すものである。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等、二次被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

- 本条は、市が、犯罪被害者等に係る居住の安定を図るための支援を行うことを定めている。

【解釈】

- 市は、犯罪被害者等が、これまで住んでいた住居に居住することが困難となった場合や、加害者が犯罪被害者等の住居を認知したことで再被害が想定される場合などに、生活拠点の確保やその自立を支援するため、一時的に市営住宅や県営住宅の提供を行う旨を定めている。
- 市営住宅等の提供については、本条例に基づく「特別の配慮」であることから、その提供に当たっては、市営住宅等の利用に必要な諸要件は問わず、目的外使用として位置付け、優先的に犯罪被害者等に対応していくものである。

(雇用の安定)

第 12 条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況に応じた犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

- 本条は、市が、犯罪被害者等の雇用の安定を図るための支援を行うことを定めている。

【解釈】

- 本条は、第 6 条に定める「事業者の責務」に応じ、事業者が行う支援や配慮に当たり、市において必要な支援を行うものである。
- 本条の「雇用の安定を図る」とは、具体的には、犯罪被害者等が精神的又は身体的被害により、やむを得ず従前に比べて仕事の能率が低下してしまうこと、治療のために通院すること、裁判出廷のため欠勤することなどに対し、事業者による職場環境の改善のほか、犯罪被害者等が職を失うなど二次被害が生じないよう対策を講ずるなど、事業者が実施する犯罪被害者等の雇用や勤務に関わる支援をいう。
- 市は、「雇用の安定を図る」ため、犯罪被害者等が被害にあう前と同じ職場で働き続けることが難しい場合には、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた就労支援を上越公共職業安定所（ハローワーク上越）など関係機関と連携して取り組むほか、事業者に対し、その理解を深めるための啓発活動として必要な情報提供を行うものである。

(市民及び事業者の理解の増進)

第13条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

【趣旨】

- 本条は、市が、犯罪被害者等の支援について、市民及び事業者の理解を促進するための広報活動等を行うことを定めている。

【解釈】

- 市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況や必要としている支援について理解を深めることが、周囲の人々の配慮のない言動や無関心による二次被害の発生を防止することにつながるため、市は、様々な機会を捉えて広報活動や啓発活動を行う旨を定めている。
- なお、対象となる市民の定義には、市内の学校に在学する児童や生徒も含まれており、学校の教育現場においても、その状況に応じて、犯罪被害者等に関わる配慮や支援の重要性等について、広報活動や啓発活動を行っていくものである。

(意見の反映)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

【趣旨】

- 本条は、市が、犯罪被害者等の支援施策の立案や実施に当たり、犯罪被害者等の意見や要望の反映に努めることを定めている。

【解釈】

- 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて講じられるべきものであり、犯罪被害者等が求めているニーズを正確に把握し、犯罪被害者等の視点に立って、各種施策を立案し、実施する必要がある。
- 市は、犯罪被害者等との相談業務や各種啓発活動を通して、意見や要望を踏まえ、必要に応じて各種施策の追加や見直しを行うものである。

(支援の制限)

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

【趣旨】

- 本条は、市が犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合について定めている。

【解釈】

- 犯罪被害者等が、当該犯罪等を誘発した場合や、暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合には、はじめから支援を行わず、又は支援を停止することができるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

- 本条は、本条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項は、市長が別に定める旨を規定している。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【趣旨】

- 本条は、本条例の施行期日について定めている。

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 5 号
提 出 課	危機管理課

歳出科目（P128～P129）	2 款 1 項 1 目	一般管理費
-----------------	-------------	-------

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
危機管理費	308	879	△571

主 な 財 源		主 な 経 費	
国庫支出金	140	報償費	45
一般財源	168	旅費	94
		使用料及び賃借料	26
		負担金補助及び交付金	143

○危機管理体制の充実など 213

【目的】

緊急事態に対し、的確な情報収集を行うとともに、職員が迅速かつ的確に対応することができるよう危機管理能力の向上を図る。

【実施内容】

- ・消防大学校が主催する危機管理・国民保護実務研修や各種セミナー等への参加
- ・市職員を対象とした危機管理に関する研修の実施
- ・国が実施する国民保護訓練への参加

○地域独自の予算事業 95

- ・南川地区大規模防災訓練（頸城区）

地域住民と外国人市民がともに指定避難所の開設準備や運営訓練を行うことにより、地域住民と外国人市民の相互理解を深めるとともに、災害時に地域住民と外国人市民が安全に避難できるよう防災訓練を実施する。

実施主体：南川振興会

提出課	市民安全課
-----	-------

歳出科目（P128～P129）	2款1項1目	一般管理費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
安全・安心まちづくり推進事業	14,598	12,359	2,239

主な財源		主な経費	
県支出金	1	報酬	5,915
一般財源	14,597	職員手当等	1,708
		共済費	1,387
		備品購入費	2,548
		負担金補助及び交付金	1,886

○防犯啓発活動 4,376

【目的】

「地域の安全は自ら守る」という認識の下、意識の醸成と犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりへの理解と関心を深め、様々な主体による防犯活動を促進する。

【7年度目標】

高齢者世帯訪問を2,500世帯以上実施する。

※高齢者世帯訪問：高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺や交通事故、災害に対する意識向上に向け、高齢者世帯を直接訪問して行う啓発活動

【実施内容】

- [充]・特殊詐欺被害防止の取組を強化するため、高齢者のみ世帯に加え、日中に同居家族が不在となる高齢者を対象に通話録音装置の無償貸与を実施（令和6年度申請実績：521件）
- ・上越市防犯週間期間中（7月）に、防犯パトロールや商業施設における広報活動を行うとともに、地域一斉の安全点検、防犯活動等の呼び掛けを実施
 - ・高齢者世帯訪問やイベント等において、特殊詐欺被害防止等の防犯啓発活動を実施
 - ・「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間」（10月）に、防犯協会や警察と連携し、市民の防犯意識高揚と自主防犯活動を促進する広報活動等を実施
 - ・110ばん協力車制度の賛同者増加に向けたPRを実施
 - ・青色回転灯を装着した車両による防犯パトロールを実施

○防犯教室 6,797

【目的】

犯罪弱者である子どもや高齢者が、被害に遭わないための環境をつくる。

【7年度目標】

全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。

【実施内容】

- ・防犯教室等
 - 保育園・幼稚園、小学校を対象に、年代に応じた防犯及び交通安全についての教育、指導を実施

①保育園・幼稚園防犯教室

年齢にあわせて、紙芝居や人形劇、防犯標語「いかのおすし」を活用した防犯教育を実施

②小学校防犯教室

小学校低学年児童を対象に、防犯ブザーの使い方や大きな声を出す練習等、自ら身を守るための防犯教育を実施

③親子教室

保育園・幼稚園児及び保護者を対象に、犯罪被害と交通事故防止に関する講話等を実施

④高齢者教室

老人会やすこやかサロン等において、犯罪被害と交通事故の防止に関する講話等を実施

○安全メール 594

【目的】

市内で発生した災害や火災のほか、防犯、交通安全等に関する情報を提供することによって、市民に注意喚起するとともに、被害の拡大を防止する。

【7年度目標】

安全メールの登録件数を 35,000 件以上にする。

【実施内容】

- ・市内における防犯や防災、交通安全、火災等の市民の安全・安心に関わる情報をメール及びSNS（LINE、Facebook、X（旧Twitter））で配信
- ・登録件数の増加に向けた、市ホームページや広報上越等の各種広報媒体を活用した周知
- ・防犯講話や入学前の保護者説明会等における安全メール登録の呼び掛け

○上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議 2,629

【目的】

市民はもとより、当市を訪れる人々も含め、みんなが安全で安心してこの地で暮らし、滞在することができる明るい地域社会を築き、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するため、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画に基づく各種施策の推進状況等を点検・評価する。

【7年度目標】

上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画（R5～R12）に基づく各種施策の推進状況等を点検・評価し、安全で安心なまちづくりを推進する。

【実施内容】

- ・上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議の開催
委員：14 人（学識経験者、関係機関、団体、公募市民等）
会議：10 月実施予定
内容：上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画に基づく各種施策に関し、令和 6 年度の実績及び 7 年度の取組状況を点検・評価するとともに、8 年度の目標・取組内容について審議する。

○犯罪被害者等見舞金支給事業 2

【目的】

犯罪被害者等の被害の軽減及び早期回復を図る。

【7 年度目標】

- ・上越市犯罪被害者等支援条例の制定に伴う周知・啓発活動を行う。
- ・関係機関等と連携し、犯罪被害者等に対して、速やかに適切な支援を行う。

【実施内容】

[充]・市民や事業者に対して、支援の重要性等について理解を深めるための周知・啓発を実施

- ・犯罪被害からの早期回復を図るため、見舞金を支給するとともに、関係機関等と連携・協力し、速やかに適切な支援を実施

○地域独自の予算事業 200

- ・安全に安心して暮らせるまちづくり（春日山町 3 町合同防犯対策）事業（春日区）
春日山町の 3 町内会における空き巣等を防止するため、防犯パトロールやのぼり旗の掲出などのほか、高齢者を対象とした特殊詐欺防止に関する講演会を実施する。
実施主体：春日山町防犯パトロール隊

（参考：上越市内の特殊詐欺被害件数の推移）

（単位：件）

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年 暫定値
オレオレ詐欺	0	0	1	6	3
預貯金詐欺	0	0	2	1	0
架空料金請求	1	10	12	13	8
還付金	0	0	4	5	3
融資保証金	1	0	2	1	0
金融商品 (株/社債など)	0	0	0	0	0
ギャンブル	0	0	1	0	0
交際あっせん 詐欺	0	0	0	0	0
その他 (物品類)	0	0	0	0	0
キャッシュ カード詐欺盗	1	1	0	0	0
合 計	3	11	22	26	14

歳出科目（P140～P141）	2 款 1 項 10 目	交通安全対策費
-----------------	--------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
交通安全指導費	18,195	22,913	△4,718

主な財源		主な経費	
諸収入	3,674	報酬	5,935
一般財源	14,521	職員手当等	1,708
		共済費	1,385
		報償費	1,158
		負担金補助及び交付金	5,772

○交通安全指導事業 9,349

【目的】

市民の交通安全に対する意識の向上を図るため、安全教育指導員と地域安全支援員等による、年代に応じた教育、啓発活動を実施する。

【7 年度目標】

- ・全ての保育園・幼稚園、小・中学校において、交通安全教育が行われている状態にする。
- ・高齢者世帯訪問を 2,500 世帯以上実施する。

※高齢者世帯訪問：高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺や交通事故、災害に対する意識向上に向け、高齢者世帯を直接訪問して行う啓発活動

【実施内容】

- ・交通安全教室等

保育園・幼稚園、小・中学校を対象に、年代に応じた交通安全及び防犯についての教育・指導を実施

① 保育園・幼稚園交通安全教室

横断歩道の渡り方などの基本的な交通ルールに関する講話や実技指導を実施

② 小・中学校交通安全教室

歩行や自転車の基本的な交通ルールに関する講話やDVD視聴等を実施

自転車の乗車前点検の指導、公道や模擬コースで実技指導等を実施

③ 町内会、子ども会等が主催する交通安全教室

基本的な交通ルールに関する講話やDVD視聴等を実施

公道や模擬コースにおいて自転車実技指導を実施

④ 親子教室

保育園・幼稚園児及び保護者を対象に、交通事故及び犯罪被害の防止に関する講話のほか、チャイルドシートの正しい装着方法や安全な道路の渡り方の実技指導を実施

⑤ 高齢者教室

老人会やすこやかサロン等において、市老人クラブ連合会等と連携し、交通事故及び犯罪被害の防止に関する講話等の実施と運転免許証自主返納制度の周知

警察や交通安全協会と連携し、高齢運転者の交通事故を防止するための安全運転サポートカー体験会を実施

・交通安全啓発活動

警察や交通安全協会など関係機関・団体と連携し、商業施設・交通指導所における交通安全の呼び掛けや、広報上越・コミュニティFM・安全メールなどの各種広報媒体を活用した情報発信等により、子どもから高齢者まで各年代に応じた啓発活動を実施

①交通安全運動期間中に集中的な啓発活動を実施

春の全国交通安全運動	4月 6日（日）～ 4月15日（火）
自転車安全月間	5月 1日（木）～ 5月31日（土）
夏の交通事故防止運動	7月22日（火）～ 7月31日（木）
秋の全国交通安全運動	9月21日（日）～ 9月30日（火）
高齢者交通事故防止運動	10月 1日（水）～ 10月31日（金）
冬の交通事故防止運動	12月11日（木）～ 12月20日（土）

②交通死亡事故発生時の集中的な啓発活動を実施

③高齢者世帯訪問により交通事故防止等と呼び掛け

④自転車利用時のヘルメット着用と横断歩行者優先について啓発活動を実施

⑤新入学児童及び保護者への啓発活動を実施



【小学校における自転車教室】



【サポートカー体験会 in 上越】

○交通災害共済 3,631

【目的】

新潟県市町村総合事務組合が運営する交通災害共済への市民の加入を促進し、加入者の相互扶助により交通事故の被災者を救済する。

【実施内容】

- ・町内会回覧等による周知活動
- ・見舞金の請求事務

○高齢者安全運転支援装置設置補助金交付事業 5,215

【目的】

高齢運転者の交通安全意識の向上及び交通事故防止を図るため、高齢者が自ら運転する自動車への安全運転支援装置の設置に要する経費の一部を補助する。

【7年度目標】

制度の周知と申請受付・交付を滞りなく行う。

【実施内容】

- ・各種媒体を活用した事業の周知
- ・高齢者安全運転支援装置設置補助金の交付

補助対象経費	補助率等
65歳以上の高齢者が安全運転支援機能を有するドライブレコーダー又は後付けの急発進等抑制装置の購入・取付けにかかる費用	1人当たり ・補助率 1/2 ・限度額 2万円

(参考：上越市内の交通事故発生状況（年別・特定事故）)

		年別			発生件数(件)			死者数(人)			負傷者数(人)		
		令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年
特定事故													
年別合計		196	186	199	5	5	5	221	214	228			
特定事故	飲酒事故	2	1	0	0	0	0	2	1	0			
	最高速度違反事故	0	1	0	0	0	0	0	1	0			
	交差点事故	118	107	120	2	2	2	135	123	132			
	カーブ事故	9	5	5	1	1	1	9	4	6			
	子供事故(中学生以下)	8	11	16	0	0	0	13	14	15			
	若者事故(16～24歳)	27	21	14	0	0	0	31	26	16			
	高校生事故	11	11	7	0	0	0	9	11	7			
	高齢運転者事故	53	46	72	4	4	1	59	48	87			
	高齢者事故	92	67	101	5	4	2	56	28	45			
	歩行者事故	26	24	39	0	0	2	26	24	37			
	自転車事故	20	21	26	1	0	0	19	19	25			
	二輪車事故	18	18	12	0	1	0	17	15	12			
	初心運転者事故	11	6	4	0	0	0	13	6	4			

※事故によっては複数の特定事故に分類されるため、特定事故の合計は年別合計と一致しない。

歳出科目（P140～P143）	2 款 1 項 10 目	交通安全対策費
-----------------	--------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
交通安全施設費	91,766	128,285	△36,519

主な財源		主な経費	
財産収入	4	需用費	89,075
一般財源	91,762	委託料	1,369
		使用料及び賃借料	161
		工事請負費	1,161

○カーブミラー・標識等整備・維持管理事業 2,548

【目的】

カーブミラー等交通安全施設の整備及び維持管理を行い、交通事故防止を図る。

【実施内容】

- ・カーブミラー等の修繕等の維持管理
- ・カーブミラーの新設

○防犯灯整備・維持管理事業 87,007

【目的】

集落間の通学路における防犯灯の整備及び維持管理を行い、歩行者等の交通安全の確保と犯罪の防止を図る。

【実施内容】

- ・電気料の支払い（市及び町内会管理分）
- ・防犯灯の新設、修繕等の維持管理

○自転車駐車場維持管理事業 2,211

【目的】

自転車駐車場の維持管理を行い、施設利用の適正化を図る。

【実施内容】

- ・自転車駐車場の適切な維持管理
- ・長期放置自転車の適切な処理

提 出 課	危機管理課
-------	-------

歳出科目（P 206～P 207）	3 款 4 項 1 目	災害救助費
-------------------	-------------	-------

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
能登半島地震災害救助費	1, 197	6, 794	△5, 597

主 な 財 源		主 な 経 費	
県支出金	1, 197	使用料及び賃借料	1, 197

【目的】

能登半島地震により被災された人を対象に、災害救助法に基づき市が民間賃貸住宅を借上げ、応急住宅として提供するもの

【実施内容】

賃貸型応急住宅制度

対象者	以下のいずれかに該当し、自らの資力では住宅を確保することができず、公営住宅に入居できないやむを得ない理由がある人 ・住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない人 ・半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う人 ・災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する人のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる人（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な人に限る。）
賃貸型応急住宅の要件	① 家賃が1か月当たり次の額以下であるもの ・ 1～2名の世帯の場合： 6万円 ・ 3～4名の世帯の場合： 8万円 ・ 5名以上の世帯の場合： 10万円 ※額を超過するものは認められず、超過分を個人負担することも不可 ② 貸主から同意を得ているもの ③ 不動産事業者（仲介業者）が斡旋した住宅であること ④ 耐震性が確保されている住宅であること
市が負担する経費	家賃等（共益費、管理費を含む。）、退去時の修繕負担金（家賃2か月分以内）、損害（火災）保険料（私財は適用外で県で一括加入）、礼金（家賃1か月分以内）、仲介手数料（家賃0.55 か月分以内）、更新手数料（家賃の0.55 か月分以内）、入居時鍵交換費用 ※上記以外の光熱水費、駐車場料金、町内会費等は入居者負担
入居期間	入居日から最長2年間 ※住宅の応急修理制度を併用する場合は、応急修理が完了するまで
件 数	2件

(参考：賃貸型応急住宅制度 利用者 3 世帯（うち 2 世帯居住、1 世帯退去））

令和 7 年 1 月 31 日現在

年度	令和 6 年度		
		令和 7 年度（継続）	
被害程度	大規模半壊	大規模半壊	大規模半壊
世帯状況	4 人	2 人	1 人
入 居 日	R6. 1. 30	R6. 2. 15	R6. 3. 11
退去(予定)日	R6. 9. 30 退去	R8. 2. 14 退去予定	R8. 3. 10 退去予定
家賃・共益費 合計（月額）	60,000 円	60,000 円	50,000 円

歳出科目（P284～P285）	9款1項1目	常備消防費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
常備消防費	2,477,383	2,477,216	167

主な財源		主な経費	
諸収入	6,701	負担金補助及び交付金	
一般財源	2,470,682		2,477,383

【目的】

上越地域消防事務組合による消防防災・救急業務が、安定的かつ継続的に行われるために必要な負担金を支出し、市民の安全・安心を確保する。

【実施内容】

- ・上越地域消防事務組合負担金
上越地域消防事務組合の職員人件費、消防ポンプ自動車や排水ポンプ車の維持管理経費等、組合の運営に係る経費を負担金として支出
- ・起債交付税算入分負担金
上越地域消防事務組合の起債に対する普通交付税算入額を負担金として支出
- ・直江津地区石油コンビナート防災対策負担金
直江津地区石油コンビナートの防災対策に必要な資機材の整備及び維持管理に係る経費を負担金として支出
- ・高速道救急業務負担金
東日本高速道路株式会社から当市へ支払われた高速自動車国道の救急業務支弁金を負担金として支出

歳出科目（P 284～P 285）	9 款 1 項 2 目	非常備消防費
-------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
消防団員費	280,790	295,006	△14,216

主 な 財 源		主 な 経 費	
諸収入	726	報酬	203,742
一般財源	280,064	負担金補助及び交付金	77,048

○消防団員報酬 203,742

【目的】

地域の消防・防災活動を担う消防団員に報酬を支給するとともに、福利厚生制度に加入し、災害対応や訓練等、円滑な消防団活動を推進する。

【実施内容】

- ・消防団員に対し、四半期ごとに年額報酬及び出勤報酬を支給

（年額報酬）

階 級	年額報酬（円）	団員数（人）※	金 額（千円）
団 長	96,000	1	96
副 団 長	69,000	16	1,104
分 団 長	50,500	73	3,686
副分団長	45,500	56	2,548
部 長	37,000	205	7,585
班 長	37,000	590	21,830
団 員	36,500	2,061	75,227
合 計		3,002	112,076

※団員数は令和7年4月2日の推計値

（出勤報酬）

区 分		支給単価	金額（千円）
災 害 出 動		1 日につき 8,000 円	23,624
災害以外 の 出 動	警 戒 出 動	1 回につき 800 円以上 2,000 円以内	36,835
	訓練・調査研究出動		31,207
合 計			91,666

(参考：消防団員数等の推移)

年 度	分団数	消防部数	団員数（人）※	
				前年度比（人）
令和 4 年度	52	207	3,552（12）	△123（ 0）
令和 5 年度	52	199	3,279（18）	△273（ 6）
令和 6 年度	51	185	3,112（21）	△167（ 3）

※団員数は各年度 4 月 2 日現在の人数、（ ）内の数値は女性消防団員数で内数

○新潟県市町村総合事務組合負担金及び日本消防協会負担金 77,048

【目的】

消防団員の処遇及び福利厚生を確保する。

【実施内容】

- ・消防団員への福利厚生制度の周知
- ・消防団員の福利厚生に係る負担金の支出
- ・消防団員の退職報償金や弔慰見舞金等の請求

(参考：各種制度の受給・利用状況)

(単位：人)

年 度	公務災害補償	退職報償金	消防賞じゅつ金	団員福祉共済	合 計
令和 4 年度	7	204	—	63	274
令和 5 年度	3	341	—	18	362
令和 6 年度 ※	5	235	—	4	244

※令和 7 年 1 月 31 日現在

歳出科目（P 284～P 287）	9 款 1 項 2 目	非常備消防費
-------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
消防団活動費	43,355	42,012	1,343

主な財源		主な経費	
繰入金	35,138	報酬	3,315
諸収入	327	需用費	7,906
一般財源	7,890	役務費	1,085
		使用料及び賃借料	5,083
		負担金補助及び交付金	22,401

【目的】

訓練や災害出動に対する消防団員への装備品の支給のほか、消防部等に運営等交付金を交付するなど、団員の活動を支援する。

【7 年度目標】

消防団による組織体制の見直しの取組を支援し、団の機能を維持する。

【実施内容】

- ・消防部等への運営等交付金の交付
- ・被服等装備品の支給
- ・新潟県消防協会負担金等の支出
- ・消防団員の募集及び消防団協力事業所の認定
- ・各種大会（全国女性消防操法大会等）や行事（姫川水防演習等）の参加、実施

歳出科目（P 286～P 287）	9 款 1 項 3 目	消防施設費
-------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
消防施設管理費	68,796	69,872	△1,076

主な財源		主な経費	
繰入金	52,877	需用費	39,666
諸収入	4,046	役務費	10,335
一般財源	11,873	委託料	7,147
		使用料及び賃借料	3,330
		工事請負費	3,850
		公課費	4,468

【目的】

消防器具置場、消防車両、小型動力ポンプ、消防水利等の施設及び備品を適正に維持管理し、消防活動が確実かつ安全に実施できる環境を確保する。

【実施内容】

- ・消防器具置場、消防資機材及び消防水利施設の維持管理

歳出科目（P 286～P 287）	9 款 1 項 3 目	消防施設費
-------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
消防施設整備事業	164,284	151,458	12,826

主な財源		主な経費	
諸収入	16,760	需用費	2,195
市債	110,100	委託料	1,749
一般財源	37,424	工事請負費	54,269
		備品購入費	40,561
		負担金補助及び交付金	64,749

【目的】

消防団活動に必要な消耗品や備品、消防水利の更新・整備を進めるとともに、消防器具置場等の整備・撤去を行い、消防団員が安全かつ確実に活動できる環境を確保する。

○消防器具置場整備 15,461

【7 年度目標】

消防器具置場の増築及び物置新設工事を早期に発注し、12 月末までに完了させる。

【実施内容】

施設の種別	工事内容	地区	分団・消防部
消防器具置場	増築及び物置新設 (1 棟)	合併前上越市	和田分団 島田消防部
	解体撤去 (1 棟)	合併前上越市	和田分団 寺町消防部
ホース乾燥塔	新設 (1 基)	清里区	清里第一分団 武士消防部
	解体撤去 (3 基)	安塚区	小黒分団 和田消防部
		中郷区	中郷第二分団 西部消防部
		名立区	名立北分団 第一消防部
火の見櫓	解体撤去 (1 基)	清里区	清里第一分団 武士消防部

○消防備品整備 43,357

【実施内容】

- ・消防積載車（4 台）の更新
- ・消防可搬ポンプ（4 台）の更新
- ・消防ホース、車載消火器、AED等の購入

○消防水利施設の整備 105,466

【7年度目標】

消火栓及び防火水槽の工事を早期に発注し、12月末までに完了させる。

【実施内容】

水利の種別	整備内容	地区	施工場所
消火栓	新設 (3件)	合併前上越市	福橋、長浜
		大潟区	土底浜
	改良・移設 (2件)	合併前上越市	石沢
		柿崎区	三ツ屋浜
	改良 (4件)	合併前上越市	上池部
		清里区	荒牧
		三和区	野、下中
	移設 (1件)	大潟区	潟町
	入替 (1件)	板倉区	横町
防火水槽	新設 (2件)	合併前上越市	青野、中ノ俣

歳出科目（P286～P287）	9款1項4目	水防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
水防管理費	19	20	△1

主な財源		主な経費	
一般財源	19	需用費	4
		使用料及び賃借料	15

【目的】

洪水、津波又は高潮等の水害発生時において、迅速に水防活動を実施し、被害を最小限にとどめるため、必要な施設や資機材を維持管理する。

【実施内容】

- ・水防倉庫及び水防資機材の維持管理

提 出 課	市民安全課・危機管理課
-------	-------------

歳出科目（P 286～P 289）	9 款 1 項 5 目	災害対策費
-------------------	-------------	-------

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
災害対策費	1, 741, 529	200, 789	1, 540, 740

主 な 財 源		主 な 経 費	
国庫支出金	783	諸収入	9
県支出金	3, 224	市債	1, 487, 000
繰入金	76, 604	一般財源	173, 905
		需用費	39, 123
		役務費	23, 082
		委託料	51, 623
		工事請負費	1, 595, 660
		負担金補助及び交付金	26, 301

○自主防災組織の結成促進及び活動支援 21, 466

【目的】

災害時に、地域住民の「自助・共助」の力により被害の防止及び軽減を図るため、自主防災組織の結成や活動を支援する。

【7 年度目標】

能登半島地震の検証を踏まえ、自主防災組織等にハザードマップの活用や防災活動の実施を促し、住民の防災意識の向上と避難体制の強化を図る。

【実施内容】

・防災リーダー研修

地域の防災リーダーである町内会長や防災士を対象としたハザードマップの活用方法や、避難行動要支援者の避難方法に関する研修会を開催

・自主防災組織等への防災アドバイザーの派遣

自主防災組織等に防災アドバイザーを派遣し、ハザードマップによる災害リスクの確認や訓練手法を助言するなど、防災活動の取組を支援

・避難所運営訓練

避難所運営関係者（地域住民・施設管理者・市避難所初動対応職員）を対象に、ハザードマップによる災害リスクを踏まえた開設から運営に関する訓練を実施

・防災士養成事業

自主防災活動を推進し、地域における防災力の向上を図るため、防災・減災の知識・技能を有する防災士を養成

地域の防災活動への若い世代や女性の参画を図るため、資格取得に必要な教本代と受験料を補助し、若い世代と女性の防災士養成を促進

・防災資機材整備補助事業

能登半島地震を踏まえ、自主防災組織等による共助の取組の促進及び災害時の避難体制を強化するため、町内会に対し避難や訓練に必要となる防災資機材の購入費用を補助

○上越市防災委員会補助金 100

【目的】

防火防災意識の普及・啓発と、災害の防止による安全・安心なまちづくりを推進するため、上越市防災委員会の活動を支援する。

【実施内容】

- ・防災講習用DVDや資機材の貸出
- ・無火災町内会の表彰
- ・防火ポスターコンクール及びポスターの作成
- ・会報作成
- ・防災啓発チラシの配布
- ・防災講演会の開催

○防災訓練の実施 3,030

【目的】

防災関係機関を始め、市民、自主防災組織、ボランティア団体等が幅広く参加する市総合防災訓練を実施し、災害発生時の防災活動が円滑に行われる体制を整える。

【7年度目標】

地震により津波と土砂災害が発生し、さらに原子力災害が起きる複合災害を想定した市総合防災訓練の実動訓練を行い、市民が自ら安全で確実な避難行動がとれるよう災害に対する応用力の向上を図るとともに、防災関係機関との連携体制を強化する。

【実施内容】

- ・市総合防災訓練の実施

[令和6年10月12日（土）直江津区で実施した市総合防災訓練の様子]



町内会による避難訓練（直江津小学校）

国土交通省による地震体験（直江津屋台会館）

○防災行政無線システム等通信手段の維持管理 61,894

【目的】

災害時における重要な通信手段である防災行政無線システムを適切に維持管理し、災害時等における通信手段を確保する。

【実施内容】

- ・親局（木田庁舎内）、屋外拡声子局及び中継局設備の維持管理
- ・戸別受信機の修繕
- ・Jアラート受信機の更新
- ・新潟県防災行政無線保守管理及び緊急割込放送に係る負担金の支出

○災害救援物資の整備 7,337

【目的】

避難所へ避難した市民等に食料等の災害救援物資を迅速に提供できるよう整備するとともに、避難所の円滑な運営に必要な資機材等を配備し、避難所における良好な環境を確保する。

【実施内容】

- ・災害備蓄食料（白米、レトルトカレー、パン等）の購入
- ・アレルギー対応食料（わかめごはん、レトルトカレー等）の購入
- ・救護所用物品（医薬品等）の購入

○ハザードマップの作成・周知 2,621

【目的】

自然災害の発生時や発生のおそれがある場合に、市民の迅速な避難行動を支援するとともに、各種災害に対する市民の防災意識を啓発し、自助・共助による地域防災力の向上を図る。

【7年度目標】

国のハザードマップ作成の手引きに基づき、現行の津波ハザードマップに、土砂災害警戒区域を追記し、複合災害への備えと防災力向上の普及啓発を図る。

【実施内容】

- ・津波ハザードマップを更新・増刷し、転入者や町内会等へ配布

○上越市民防災ガイドブック・避難所マップの増刷 1,027

【目的】

地震や洪水等の自然災害の発生を想定し、市民に迅速かつ適切な避難行動を促すとともに、災害や防災に関する情報を市民等へ周知する。

【実施内容】

- ・上越市民防災ガイドブック・避難所マップを増刷し、転入者等へ配布

○災害時等情報連絡システムの維持管理 2,941

【目的】

迅速な災害対応に必要な情報の共有や伝達に用いるテレビ会議システムを適切に維持管理し、災害時の正確な情報共有体制を確保する。

【実施内容】

- ・災害時等情報連絡システムの維持管理
- ・専用端末OSのバージョンアップ
(参考：端末設置箇所)

区 分	施 設 名	台数
市施設	木田庁舎	2
	教育プラザ	1
	各区総合事務所	13
関係機関	国土交通省高田河川国道事務所	1
	陸上自衛隊高田駐屯地	1
	上越地域消防局	1
合 計		19

○避難所等整備事業 578

【目的】

自然災害の発生時や発生のおそれがある場合に、市民の迅速な避難行動を促すとともに、被害の未然防止又は軽減を図る。

【実施内容】

- ・指定避難所の新規指定及び廃止に伴う避難所表示版の設置、撤去
- ・避難所誘導看板の新規設置
- ・津波避難誘導看板の更新

○被災者生活再建支援システムの維持管理 888

【目的】

大規模災害発生時に被災者支援を円滑に実施するため、県・市町村共同利用型の被災者生活再建支援システムを適正に維持管理する。

【実施内容】

- ・被災者生活再建支援システムの維持管理
- ・新潟県が主催するシステム操作研修への参加

○防災行政無線整備事業 1,636,490

【目的】

現行の防災行政無線システムが更新時期を迎えていることから、令和6年度から令和8年度までの3か年で既存設備を更新するほか、災害対応の迅速化を図るため、新たなシステム（防災に関する情報収集・発令判断・情報発信）を整備する。

【7年度目標】

津波浸水想定区域や災害対策拠点（木田庁舎、区総合事務所）に、屋外拡声子局・高性能スピーカーを整備し、災害や避難に関する情報伝達の機能強化を図る。

【実施内容】

- ・防災行政情報伝達システム整備・機能強化等工事
- ・施工監理・積算支援業務委託 ほか

・整備スケジュール

整備項目		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
新システム					運用開始
防災情報収集・発令判断 支援・一斉配信システム		仕様協議	システム 構築	試験運用	
防災アプリ					
同報系無線					
親局設備		現地調査	工事	試験運用	
中継局設備				工事	
屋外拡声子局設備（高性能型スピーカー）		現地調査	工事	試験運用	
屋外拡声子局設備（従来型スピーカー）		現地調査	工事	工事	
移動系無線					
IP 無線		機器購入	運用開始	—	

○新潟県総合防災情報システムの維持管理 404

【目的】

新潟県と県内30市町村で災害情報等を共有するための県総合防災情報システムの維持管理を行い、市民に災害や避難に関する情報を的確に提供する。

【実施内容】

- ・新潟県総合防災情報システムの適切な運用及び維持管理

○その他 2,753

- ・新潟県ヘリコプター航空隊連絡協議会負担金、積雪観測報償金 ほか

提 出 課	市民安全課
-------	-------

歳出科目（P 288～P 289）	9 款 1 項 5 目	災害対策費
-------------------	-------------	-------

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
災害対策企画費	2,015	1,724	291

主 な 財 源		主 な 経 費	
県支出金	1,860	報酬	80
一般財源	155	旅費	159
		需用費	589
		委託料	576
		使用料及び賃借料	611

○地域防災計画等の見直し 155

【目的】

国・県の防災に関する最新の知見や災害対応を踏まえた課題に対する改善点等を市の地域防災計画や国土強靱化地域計画に適時反映するとともに、計画に基づく災害対策を推進し、災害対応力の向上を図る。

【実施内容】

- ・ 災害の予防、被害の抑止・軽減及び応急対策の円滑な実施に向け、地域防災計画及び国土強靱化地域計画に基づく各種取組の進捗管理
- ・ 国の防災基本計画及び県の地域防災計画の修正と能登半島地震の検証結果を踏まえた地域防災計画の修正
- ・ 国の国土強靱化基本計画及び県国土強靱化地域計画の改定に基づく国土強靱化地域計画の修正

○原子力防災対策事業 1,860

【目的】

地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、原子力災害への対応力の強化を図る。

【7 年度目標】

- ・ 実効性の高い避難体制の確立に向け、広域避難における課題の解決に向けた取組を進めるとともに、原子力防災訓練や普及啓発活動を通じて、市民の防災意識の向上を図る。

【実施内容】

- ・ 実効性の高い避難体制等の整備に向けた国、県、関係市町村等との協議
- ・ 新潟県原子力防災訓練への参加や、原子力災害と自然災害の複合災害を想定した市総合防災訓練の実施
- ・ 出前講座の実施や市総合防災訓練にあわせたワークショップの実施、各種防災イベントでのパネル展示等による普及・啓発活動の実施
- ・ 国、県が実施する原子力防災関連の研修への参加
- ・ 新規採用職員を対象とした原子力防災に関する基礎研修の実施
- ・ 原子力防災業務に携わる職員を対象とした放射線測定器など各種資機材の取扱いに関する研修の実施